

○仙北市病院事業就業規程

平成17年9月20日病院事業訓令第2号

改正

平成18年6月1日病院事業訓令第1号

平成21年5月19日病管規程第3号

平成23年3月18日病院事業訓令第1号

平成24年3月23日病院事業訓令第1号

平成25年10月1日病院事業訓令第1号

平成28年12月28日病院事業訓令第3号

仙北市病院事業就業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、仙北市病院事業に勤務する職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの根本基準)

第2条 職員は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する地方公営企業の経営の基本原則を自覚するとともに、全体の奉仕者として誠実に職務に専念し、かつ、全力を挙げてこれを遂行しなければならない。

(正規の勤務以外の業務の従事制限)

第3条 職員は、勤務時間中に組合活動、政治活動その他正規の勤務以外の業務に従事してはならない。ただし、仙北市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年仙北市条例第25号）の定めるところにより、仙北市病院事業管理者（以下「管理者」という。）の許可を受けた場合はこの限りでない。

(サービスの宣誓)

第4条 新たに採用された職員のサービスの宣誓については、仙北市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年仙北市条例第24号）の定めるところによる。

(住所届、履歴書及び異動届)

第5条 新たに採用された職員は、5日以内に住所届及び履歴書を管理者に提出しなければならない。ただし、就職志望の際に提出した者は、これを省略する。

2 職員は、本籍、住所、氏名等に異動が生じたときは、速かにその旨を届け出なければならない。

(文書類の取扱い)

第6条 職員は、文書類を他に示し、又はその謄本を与えるような場合は、所属長の承認を受けなければならない。

(事務の引継ぎ)

第7条 職員は、休職、退職、停職、免職又は勤務替えを命ぜられたときは、速やかにその担当事務について事務引継書を作成し、後任者に引き継ぎ、引継ぎを終えたときは前後任者記名押印の上管理者に提出しなければならない。ただし、職務の内容によりその必要がないと認められる者については、管理者の承認を得て引継書の提出を省略することができる。

(出勤)

第8条 職員は、定刻までに出勤し、自ら自己の出勤表（タイムカード）にタイムレコーダーにより打刻しなければならない。退庁のときも同様とする。

(休暇等の手続)

第9条 職員が休暇を受けようとするとき、又は欠勤、遅参若しくは早退をしようとするときは、理由を付してあらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

（病者の就業制限又は禁止）

第10条 管理者は、伝染性の病気、精神病又は労働のために病勢の悪化するおそれのある病気にかかった職員に対して、就業を制限又は禁止することができる。

（外出）

第11条 職員が勤務時間中職場を離れ、又は庁外に出るときは、公用又は私用にかかわらず所属長の承認を受けなければならない。

（出張の手続等）

第12条 職員の出張の手続等については、仙北市処務規則（平成17年仙北市規則第3号）第30条から第32条までの規定の例による。

（他の勤務箇所の業務補佐）

第13条 職員は、必要がある場合には所属長の命により他の勤務箇所の業務を補佐しなければならない。

（緊急事態）

第14条 職員は、火災その他災害又は緊急事態の発生に当たっては、直ちに登庁して上司の指揮を受けなければならない。

（当直）

第15条 職員の当直については、仙北市病院事業当直服務規程（平成17年病院事業訓令第1号）に定めるところによる。

（退庁）

第16条 退庁の際は、保管文書及び物品を遺漏なく所定の場所に整理して、不在のときでもよく分るようにしておかなければならない。

（勤務時間及び休憩時間）

第17条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次の表のとおりとする。

勤務の種別	区分	始業時間	終業時間	休憩	備考
一般	平日	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から午後1時まで	
三交代病棟勤務者等	日勤	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間の途中において60分	
	準夜勤	午後4時30分	午前1時15分		
	深夜勤	午前零時30分	午前9時15分		
二交代病棟勤務者等	日勤	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間の途中において60分	
	夜勤	午後4時30分	午前9時		

2 業務の都合により、前項に規定する勤務時間及び休憩時間により難しいものについては、管理者が別に定める。

（週休日及び休日）

第18条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日は休日とする。

3 管理者は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日又は休日を別に定めることができる。

(休暇)

第19条 職員の休暇に関しては、仙北市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年仙北市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

2 職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、一の年度における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間を特別休暇とする。

(時間外勤務及び休日勤務)

第20条 管理者は、業務のために必要があり、労働基準法第33条及び第36条の規定に該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、勤務時間を延長し、又は休日若しくは週休日に勤務させることができる。この場合において、あらかじめ命令し、休日又は週休日を他の日に振り替えることができる。

(分限)

第21条 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果については、仙北市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（平成17年仙北市条例第22号）の定めるところによる。

(定年による退職)

第22条 職員の定年については、仙北市職員の定年等に関する条例（平成17年仙北市条例第21号）の定めるところによる。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第23条 定年前に退職する意思を有する職員の募集等については、仙北市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年仙北市条例第15号）の定めるところによる。

(懲戒)

第24条 職員の懲戒の手續及び効果については、仙北市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年仙北市条例第23号）の定めるところによる。

(火気取締責任者)

第25条 管理者は、各部署ごとに火気取締責任者を定め、火災防止のため必要な措置をとる。

2 各部署には、火気取締責任者の氏名を明示するものとする。

(火気取締責任者の任務)

第26条 火気取締責任者は、職員に対して、消火器の設置箇所及び取扱方法その他火災防止に関する事項を周知させるとともに、常に火災防止に努めなければならない。

2 火気取締責任者は、随時消火器等の火災予防設備を点検して、常に最良の状態を保持しなければならない。

3 職員は、火気取締責任者の火気取締に関する指示を厳に守らなければならない。

(安全及び衛生)

第27条 職員の安全及び衛生については、仙北市病院事業職員衛生管理規程（平成17年仙北市病院事業訓令第5号）に定めるところによる。

(病院の清掃及び利用)

第28条 職員は、常に病院及び勤務する部署の清掃美化に努めなければならない。

2 病院の内外において土地の使用、建築物の設置、ポスター若しくは広告の頒布又は告示板その他の箇所における掲示をしようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の公立角館総合病院就業規程（昭和39年角館町病院管理規程第4号）又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年田沢湖町条例第5号）の規定によりなされた承認その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなし、休暇の期間の定めのあるものは通算する。

附 則（平成18年6月1日病院事業訓令第1号）

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成21年5月19日病管規程第3号）

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成23年3月18日病院事業訓令第1号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日病院事業訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月1日病院事業訓令第1号）

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日病院事業訓令第3号）

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この訓令の施行の日の前日までに、改正前の仙北市病院事業就業規定（平成17年9月20日病院事業訓令第2号）の規定によりなされた承認その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなし、休暇の期間の定めのあるものは通算する。